

議案第 77 号

鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 24 年 12 月 11 日提出

日野町長 景山享弘

鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部を改正する規約

(鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部改正)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合規約（昭和47年6月1日許可）の一部を次のように改正する。

別表第9項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条 鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部を次のように改正する。

別表第9項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附 則

この規約中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

## 鳥取県西部広域行政管理組合規約新旧対照表

鳥取県西部広域行政管理組合規約（昭和47年6月1日許可）

改 正 後	改 正 前
<p>本 則 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。</p> <p>2 不燃物処理施設（境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を除く。）の設置及び管理運営に関すること。</p> <p>3 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。</p> <p>4 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）に関すること。</p> <p>5 病院群輪番制病院に関すること。</p> <p>6 視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関すること。</p> <p>7 火葬場の設置及び管理運営に関すること（境港市に係るものと除く。）。</p> <p>8 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること。</p> <p>9 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、<u>障害支援区分</u>及び支給要否決定に係る審査及び判定に関すること。</p> <p>10 し尿処理場の設置及び管理運営に関する事務（境港市、日南町、日野町及び江府町に係るものと除く。）。</p> <p>11 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する事務。</p> <p>12 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）第2条の規定により関係市町村が処理することとされた次に掲げる事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を鳥取県から収受する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務</li> <li>(2) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）に基づく事務</li> <li>(3) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務</li> <li>(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務</li> </ul>	<p>本 則 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。</p> <p>2 不燃物処理施設（境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を除く。）の設置及び管理運営に関すること。</p> <p>3 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。</p> <p>4 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）に関すること。</p> <p>5 病院群輪番制病院に関すること。</p> <p>6 視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関すること。</p> <p>7 火葬場の設置及び管理運営に関する事務（境港市に係るものと除く。）。</p> <p>8 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること。</p> <p>9 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、<u>障害程度区分</u>及び支給要否決定に係る審査及び判定に関する事務。</p> <p>10 し尿処理場の設置及び管理運営に関する事務（境港市、日南町、日野町及び江府町に係るものと除く。）。</p> <p>11 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する事務。</p> <p>12 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）第2条の規定により関係市町村が処理することとされた次に掲げる事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を鳥取県から収受する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務</li> <li>(2) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）に基づく事務</li> <li>(3) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務</li> <li>(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務</li> </ul>